

425. 分岐回路の施設・中性線を有する低圧分岐回路の制限

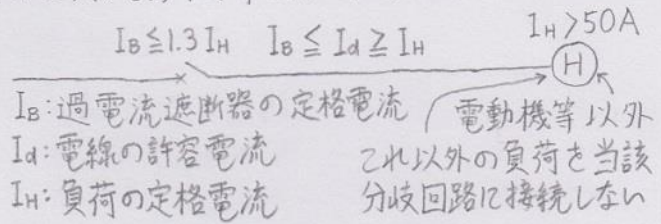
〈分岐回路の施設〉

① 電動機等のみに至る分岐回路

・過電流遮断器の定格電流は、過電流遮断器に直接接続される電線の許容電流の2.5倍以下(解釈第33条第4項に規定される過電流遮断器(過負荷保護装置と短絡保護専用遮断器または短絡保護専用ヒューズを組み合わせた装置)にあつては1倍以下)である事 ← 電線の許容電流が100Aを超える場合で、その値が過電流遮断器の標準定格に該当しない時は、その値の直近上位の標準定格以下である事。電線の許容電流は特殊な使用方法による場合を除き、電動機の定格電流の合計の1.25倍以上(電動機等の定格電流の合計が50Aを超える場合は1.1倍以上)である事

② 定格電流が50Aを超える電気使用機械器具(電動機等を除く)に至る低圧分岐回路

・分岐回路には、当該電気使用機械器具以外の負荷を接続しない事。過電流遮断器の定格電流は、当該電気使用機械器具の定格電流の1.3倍以下である事 ← その値が過電流遮断器の標準定格に該当しない時は、その値の直近上位の標準定格以下である事。電線の許容電流は、当該電気使用機械器具および過電流遮断器の定格電流以上である事



③ 上記以外: 分岐回路を保護する過電流遮断器の定格電流の大きさにより、当該分岐回路に接続する電線、コンセント、ねじ込み接続器またはソケットなどの容量が定められているが、省略

〈中性線を有する低圧分岐回路の制限〉

住宅の屋内には、次のいずれかに該当する場合を除き、中性線を有する低圧分岐回路を施設してはならない。電気機械器具に至る専用の低圧配線として施設する場合。低圧配線の中性線が欠損した場合において、当該低圧配線の中性線に接続される電気機械器具に異常電圧が加わらないように施設する場合。低圧配線の中性線が欠損した場合において、当該電路を自動的に、かつ確実に遮断する装置を施設する場合

